

青森県報

第二千四百八十八号

平成十七年
六月十日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による医療機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	三
種畜の臨時検査の施行	(畜産課)	三
飼料の試験の結果の概要	(同)	三
保安林の指定	(林政課)	四
河川法による兼用工作物の管理	(河川砂防課)	五
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(情システム課)	五
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	七
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活課)	七
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(漁港漁場整備課)	八
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	八

開発行為に関する工事の完了.....(建築住宅課) 八

出先機関

道路の位置の指定.....(むつ県土整備事務所) 九

教育委員会

教科用図書採択地区の一部改正.....(義務教育課) 九

告

示

青森県告示第五百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
蟹田町国民健康保険蟹田病院	東津軽郡蟹田町大字蟹田字下蟹田四二の一	平成二七・三・二七
三厩村国民健康保険診療所	東津軽郡三厩村字新町六	"
市浦村国民健康保険医科診療所	北津軽郡市浦村大字相内字相内二七三	"
市浦村国民健康保険歯科診療所	北津軽郡市浦村大字相内字相内二七三	"
国民健康保険南郷診療所	三戸郡南郷村大字島守字梨ノ久保二五の三	一七・三・三〇
浪岡町立病院	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一八〇	一七・三・三三
はしもと小児科	八戸市新井田西三丁目一六一の一五	一六・二・三三
成田医院	西津軽郡木造町字有楽町一〇	"
悪戸診療所	弘前市大字悪戸字青柳一〇の四	一七・三・三三

中央薬品(株)中央調剤薬局市民病院前支店
 青森市勝田一丁目一七の二六
 一七・五・五

青森県告示第五百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三村 申 吾

事業名称	主たる事務所の所在地	事業名称	所在地	廃止年月日
蟹田町 医療法人厚仁会	八戸市小中野八丁目八の八	蟹田町訪問看護ステーション	八戸市小中野八丁目八の八	一七・三・三六
東津軽郡蟹田町大字蟹田字高銅屋四四の二	東津軽郡蟹田町大字蟹田字下蟹田四三の二	東津軽郡蟹田町大字蟹田字下蟹田四三の二	東津軽郡蟹田町大字蟹田字下蟹田四三の二	平成 一七・三・三六

青森県告示第五百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
外ヶ浜町国民健康保険 外ヶ浜中央病院 外ヶ浜町国民健康保険	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四二の一 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町六	平成 一七・三・三六 "

険三既診療所	五所川原市相内二七三	"
五所川原市国民健康保険市浦医科診療所	五所川原市相内二七三	"
五所川原市国民健康保険市浦医科診療所	五所川原市相内二七三	"
八戸市国民健康保険南郷診療所	八戸市南郷区大字島守字梨ノ久保二五の三	一七・三・三三
青森市立浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野一八〇	一七・四・一
青い森腎クリニック	八戸市大字長苗代字上碓田四九の一	一六・二・一
はしもと小児科	八戸市新井田西三丁目一六の一五	一七・一・一
佐藤歯科医院	北津軽郡板柳町大字板柳字土井三六一の二	一七・三・一
おりかさ歯科クリニックス	青森市三好一丁目一三の七	一七・三・六
青山のむら皮膚科	弘前市大字青山一丁目一〇の一	一七・四・一
すとうクリニックス	弘前市大字悪戸字青柳一〇の四	"
山口歯科医院	弘前市大字茂森新町一丁目六の二二	"
渡邊歯科医院	弘前市大字宮園四丁目一の一	"
くどう歯科	弘前市大字茂森町一二二	"
青山調剤薬局	弘前市大字青山一丁目一〇の二	"
マエダ調剤薬局中野店	弘前市大字中野二丁目一の一	"
あわさ歯科医院	むつ市大平町四二の一五	一七・四・五
成田医院	つがる市木造千代町五二	一七・四・六
沖館薬局花園店	青森市花園一丁目一八の七	一七・五・一
あきた耳鼻咽喉科クリニックス	弘前市大字南城西二丁目五の二二	"
東八戸病院	八戸市大字大久保字西ノ平二五の四四〇	一七・五・二
中央薬品(株)中央調剤薬局市民病院前支店	青森市勝田一丁目一七の一六	一七・五・六
あおぞら薬局南城西店	弘前市大字南城西二丁目五の一五	一七・五・三
倉本クリニックス婦人科・産科	八戸市大字二十六日町三	一七・五・六

青森県告示第五百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定により告示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	東洋シルバースト 株式会社	事業所所在地	青森市中佃三丁目七の二三	年月日	一七・五・一
名称	社会福祉法人まほろば	主たる事務所の所在地	八戸市小中野八丁目八の八	名称	訪問看護ステーション小中野
名称	外ヶ浜町	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四の二	名称	訪問看護ステーション小中野
名称	外ヶ浜町	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四三の二	名称	訪問看護ステーション小中野
名称	外ヶ浜町	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四三の二	名称	訪問看護ステーション小中野
名称	外ヶ浜町	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四三の二	名称	訪問看護ステーション小中野
名称	外ヶ浜町	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四三の二	名称	訪問看護ステーション小中野
名称	外ヶ浜町	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四三の二	名称	訪問看護ステーション小中野
名称	外ヶ浜町	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四三の二	名称	訪問看護ステーション小中野
名称	外ヶ浜町	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四三の二	名称	訪問看護ステーション小中野

青森県告示第五百十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業を行う事業所	名称	所在地	年月日
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二の八	通所介護	デイサービスセンターわかば	弘前市大字若葉二丁目一五	平成一七・五・三〇	

青森県告示第五百十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）第四条第一項第二号に規定する種

畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により公表する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 検査家畜の種類
種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬、牛
- 二 検査期日及び検査場所

検査期日	平成一七・七・五	検査場所	十和田市大字三本木字北平二〇九の三 古谷牧場畜舎
検査期日	〃	検査場所	上北郡七戸町字膝森四 盛田牧場畜舎
検査期日	〃	検査場所	下北郡東通村大字野牛字野牛川六一の六 東通村営第二牧場畜舎

青森県告示第五百十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十七年五月十日及び十二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要												違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペクティン率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他の 査 水分%		
有限会社 丸三 三浦商店 八戸市大字市川町字下揚49の7	同左	60%フィッシュミール	17.4	64.9	11.9					16.4	0.3					6.6	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	イトーチュー F A 16N	17.5	15.1	6.4	4.29	0.51	2.9	12.7					2,880	11.7		
		イトーチュー セイケイ18F	17.5	17.6	7.1	4.05	0.59	2.8	13.3					2,910	11.4		
		イトーチュー レイヤーナンブ17	17.5	16.9	6.0	4.25	0.75	3.0	13.4					2,880	11.7		
		ノーサン印 種豚飼育用配合飼料 ヘルシーブリード	17.5	15.4	4.3	0.83	0.66	4.4	5.4				75.0		13.6		
		ノーサン印 子豚育成用配合飼料 のびざかり子豚H	17.5	16.5	5.2	0.59	0.45	2.7	4.0				80.0		13.8		
鹿島飼料株式会社 茨城県鹿島郡神栖町大字東深芝4の2	青森市問屋町二丁目15の9 昭産商事(株)青森支店	マルニ印配合飼料 ノーバ17	17.4	17.2	5.4	3.54	0.47	3.0	11.5							12.2	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県知事 第五五十四号

森林法（昭和二十六年法律第一四十九号）第十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により指定する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- Ⅰ 保安林の所在場所
西津軽郡深浦町大字湯原瀬子相野山一五三〇一、一五三〇四
- Ⅱ 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- Ⅲ 指定施業要件
 - （一）立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により二級河川天田内川河川管理者青森県知事三村申吾と青森市道油川一〇号線道路管理者青森市長佐々木誠造との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県県土整備事務所へ備え置いて縦覧に供する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川天田内川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

青森県大字油川字大浜二七地先から六八地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 青森市

住所 青森市中央一丁目二二の五

代表者の氏名 道路管理者青森市長佐々木誠造

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤）までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。の施設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成十七年六月二日から道路の存続する日まで

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借（レンタル）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

三 契約の方法

青森市長島一丁目一の
随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

六 契約金額

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

一億九千五百八十二万二千九百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借（リース）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

一億三千五百九十九万九千三百十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七

六 契約金額

五千二百四十七万九千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
全庁LANネットワーク機器等貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
みちのくリース株式会社
青森市橋本一丁目四の一
- 六 契約金額
四千百十万一千二百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県基幹情報通信ネットワークシステム保守管理業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北
宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目三の一〇
- 六 契約金額
三千六百八十八万六千五百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十七年五月三十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人里山・みどりのまちづくりネットワーク
 - 三 代表者の氏名
古川 克明
 - 四 主たる事務所の所在地
八戸市湊高台七丁目二三の六
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、樹木の保護・保全を中心とした自然保護や都市の緑化に関する事業を行うことによつて、環境意識の普及並びに自然と人間が共生するまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。
- 平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県沿岸漁港沖波調査業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県農林水産部漁港漁場整備課
青森市長島一丁目一の1
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

平成十七年五月二十日

五 契約の相手方の名称及び住所
財団法人漁港漁場漁村技術研究所

東京都千代田区内神田一丁目一四の一〇

六 契約金額
四千五百万円

七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成十七年六月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

~~~~~

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
南津軽郡平賀町大字館田字西和田一六 五の三	南津軽郡平賀町大字館田字中前田一三 六の三 葛西雄大

南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田 一五の一及び一三二一	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田 一三二二 田澤祐三
上北郡百石町字新田三三三の一三、三三三 の一五及び三三三の四一	上北郡百石町字新田三三三の一三 堀切川小太郎

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年六月十日

むつ県土整備事務所長 木 村 正 博

むつ市山田町一の一	位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日 平成 一七・五・二七
	ル一・六四メートル	六・〇二メートル		
	ル四五・〇九メートル	六・〇五メートル		

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第九号

昭和四十七年十一月十四日青森県教育委員会告示第五号（教科用図書採択地区）の一部を次のように改正する。

平成十七年六月十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

表採択地区の名称の欄中「西北五地区」を「西北地区」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭